

7 ケース2の平均給与額算定書の記載例

この期間（日）の給与が対象になります。

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	長 崎 一 郎 昭和 46 年 8 月 3 日生	補償の種類	障害補償
-------------------	-----------------------------	-------	------

平均給与額算定内訳					
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与					
給与期間	11年4月1日から 11年4月30日まで	11年5月1日から 11年5月31日まで	11年6月1日から 11年6月31日まで	計	備 考
給 与 期 間	30 日	31 日	30 日	91 日	
勤務した日数	25 日	26 日	26 日	76 日	
控 除 日 数	0 日	0 日	0 日	0 日	
給 料	199,700 円	199,700 円	199,700 円	599,100 円	
扶養手当	19,500 円	19,500 円	19,500 円	58,500 円	
調整手当	21,920 円	21,920 円	21,920 円	65,760 円	
住居手当	7,500 円	7,500 円	7,500 円	22,500 円	
通勤手当	9,960 円	9,960 円	9,960 円	29,880 円	
時間外手当	14,270 円	15,870 円	17,670 円	47,770 円	
宿日直手当	円	円	円	円	
計	272,850 円	274,450 円	276,210 円	823,510 円	

(A) 法第2条第4項本文による金額 (原則計算)

(給与総額) (総日数)
 $823,510 \text{ 円} \div 91 = 9,049 \text{ 円 } 56 \text{ 銭 (イ)}$

(イ) + (ロ) = $9,049 \text{ 円 } 56 \text{ 銭}$

(B) 法第2条第4項ただし書による金額 (最低保障計算)

(日、時間又は出来高払制に
よって定められた給与の総額) (勤務した日数)
 $47,770 \text{ 円} \div 76 \times \frac{60}{100} = 377 \text{ 円 } 13 \text{ 銭 (ハ)}$

(その他の給与の総額) (総日数)
 $775,740 \text{ 円} \div 91 = 8,524 \text{ 円 } 6 \text{ 銭 (ニ)}$

(ロ) + (ハ) + (ニ) = $8,901 \text{ 円 } 74 \text{ 銭}$

(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)

(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)
 $\left[\frac{365}{365} + \frac{\quad}{\quad} \right] \times \quad = \quad \text{円 } \text{銭 (ホ)}$

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (ホ) + (ヘ) = $\quad \text{円 } \text{銭 (ト)}$

(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)
 $\left[\frac{365}{365} \times \quad \right] + \quad = \quad \text{円 } \text{銭}$

(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)

(日、時間又は出来高払制によって定められた
給与の総額 (被災日に支払われたものを除く) (勤務した日数) (被災日を除く)
 $\quad \text{円} + \quad \times \frac{60}{100} = \quad \text{円 } \text{銭 (チ)}$

(寒冷地手当の額) (総日数) (その月の給与の総額)
 $\left[\frac{365}{365} \times \quad \right] + \quad = \quad \text{円 } \text{銭 (リ)}$

(チ) + (リ) = $\quad \text{円 } \text{銭}$

暦日数です。

実際に勤務した日のほか、有給の休暇日を含みます。

教員の場合、教職調整額や給料の調整額を含みます。

管理職手当に対するものや、加算額を含みます。

支払月のものではなく、実績月のものを記入してください。また、これらは、「日、時間、出来高払制によって定められた給与」に該当します。

○給与改定があった場合には、改定後の額を記入してください。

○「給与」には、この欄に掲げているもののほか、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、へき地手当、農林漁業改良普及手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信制教育手当、産業教育手当、寒冷地手当なども含まれます。